

福祉サービス第三者評価 受審支援補助制度申請のながれ

 事業者
 県社協

※ 補助金交付申請は、事業者から県社協へお願いします。福祉サービス第三者評価受審については、事業者と評価機関との契約になります。また、申請は郵送にて随時受け付けますが、予算に達し次第締め切ります。評価結果の報告は、当該年度の3月1日までに行ってください。

(1) 交付申請

提出書類

受審料補助金交付申請書

<添付書類>

- ①評価機関発行の見積書写し
- ②評価機関との契約予定期間がわかるもの
- ③納税証明書
※県税の全税目において過去3年間で滞納がないことを証明するもの。
課税対象外の事業者は、非課税証明書
- ④受審料補助金に係る同意書

(2) 交付決定

審査

(2週間程度要します)

交付決定通知送付

(3) 評価受審

評価機関との契約による

(概ね5ヶ月程度)

(4) 結果報告

提出書類

受審完了報告書(提出期限3月1日)
※完了次第順次ご提出ください。

<添付書類>

- ①評価機関との受審契約書の写し
- ②評価機関発行の領収書写し
- ③サービス評価受審結果報告書の写し
- ④サービス改善計画書及び改善実施状況報告書

(5) 補助金確定

審査

補助金確定通知送付

(6) 交付請求

提出書類

補助金交付請求書

(7) 補助金交付